

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

(1) 「災害対策基本法」の抜本的改正や、「国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震対策特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」の制定等により、災害対策法制が整備されたところであるが、地震・津波等災害防災対策をより一層進めるため、地震・津波被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

(2) 地震・津波対策について、発生が予測されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、被害想定を各都市自治体に示すこと。

また、地域防災計画の見直し及び被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 津波避難タワーをはじめ、避難路・海拔表示板の整備、道路法面を利用した津波一時避難場所の整備、浸水被害への排水等の津波対策に対して財政措置を拡充すること。

また、「南海トラフ地震対策特別措置法」における津波避難対策特別強化地域の指定箇所を拡大すること。

(4) 高台移転を計画するに当たり、事前に住民と行政が協働で行う高台移転に伴う会議の開催及び専門家派遣の支援を講じること。

また、企業や住宅、公共施設等の高台あるいは内陸移転について、土地利用の規制緩和を行うとともに、高台開発に対する補助について、病院、福祉施設等のみの移転においても補助対象とする等の要件緩和や財政措置の拡充を行うこと。

さらに、防災避難広場や津波避難タワー等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

(5) 防災拠点や避難所等の耐震化を一層推進するため、庁舎、公民館等の公共施設及び地域コミュニティ施設の耐震診断、耐震改修、大規模改修に対し、財政措置

を拡充すること。

また、耐震対策緊急促進事業について、平成 28 年 3 月末までの期限を延長するとともに、耐震診断の実施とその報告が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」についても、円滑な事業実施が可能となるよう一層の財政支援を講じること。

さらに、想定される最大級の強さを持つレベル 2 の地震・津波の対応を基本とした公共施設整備のガイドライン等を示すこと。

- (6) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき耐震診断が義務化された建築物の診断結果については、改修の規模や期間、費用等のほか、所有者の実情にも十分配慮し、財政支援の強化を図ること。
- (7) 液状化被害の危険性が高い地域に対する対策に係る基準を公表するとともに、公共施設等だけでなく、民間建築物への液状化対策の対象範囲の拡大と財政措置を拡充すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 防災行政無線のデジタル化に係る整備費及び維持管理経費の財政措置を拡充するとともに、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除すること。

また、住民等からの情報が入りにくい地域における災害を早期に発見し、周知することができる情報収集システムを整備すること。

さらに、各通信事業者に対して、各都市自治体からの個人に対する災害情報が全ての機種で受信できるよう措置するなど、迅速かつ正確な伝達手段の拡充を図ること。

- (2) 地域の防災力を強化するため、都市自治体が実施する自主防災組織の活動、防災資機材の整備の財政措置を講じるとともに、組織の結成促進に対して支援を講じること。

また、自主防災組織が、防災のために津波避難施設（避難路・避難地・避難地備蓄倉庫等）を農地に整備する際の農地転用手続について、手続を行わずに施設の整備が可能となるよう農地法の緩和規定を設けること。

- (3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材等の購入及び更新、防災倉庫の新設・拡充に要する経費について、必要な財政措置を講じること。

また、避難地に専ら防災のための備蓄倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請が不要となるよう建築基準法に規定する建築確認の規定緩

和を図るとともに、地域住民等に供する防災倉庫についても学校施設内での整備が可能となるよう規定緩和を図ること。

さらに、食糧、生活必需品等の膨大な備蓄を要するものについては、国において、備蓄場所の確保も含めブロック毎の備蓄供給体制を確立すること。

- (4) 富士山火山防災対策については、火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難など実際の運用、火山情報の共有化、関係機関の連携のあり方等の調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、噴火活動観測時において、国等関係機関が連携した早期の現地対策本部を設置し、避難者が広域避難できるよう避難先の確保や、高速道路を活用した避難体制を整備する等の火山防災対策を講じること。

- (5) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定区域内に立地する避難所及び周辺指定区域斜面の補強整備に要する経費について所要の財政措置を講じること。

- (6) 帰宅困難者への対策として、一時避難場所の確保を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

- (7) 大規模災害発生時には、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに行政サービスを早期に再開する必要があることから、都市自治体が機能不全に陥った際の業務継続体制維持等に係る支援策を講じること。

- (8) 緊急防災・減災事業債について、永続的な実施を図るとともに、事業メニュー及び財政措置を拡充すること。

また、防災対策として実施される防波堤整備等の国直轄事業への地元負担金を免除すること。

- (9) 地震等の発生により想定される甚大な被害に対し、適切な支援活動の展開が可能となるよう、基幹的広域防災拠点等の設置箇所を増加させ早急に整備すること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業に係る財政措置を拡充すること。

また、災害復旧事業に係る経費は膨大なものとなるため、その地方負担分に対する更なる支援の充実を図ること。

さらに、平成 22 年に廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対

する国庫補助を早急に復活させること。

- (2) 大規模災害発生時の被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの都市自治体間の支援に係る仕組みや国の財政負担などを明確に位置づけること。

また、広域的な避難路・輸送路の整備等、都市自治体を越えた広域避難・輸送が迅速に行われるよう整備すること。

- (3) 被災者生活再建支援に対する財政措置を拡充すること。

また、災害救助法において都道府県が行う法定受託事務を指定都市が行えるようにするとともに、救助経費を直接国に対し求償できる制度を創設すること。

さらに、市町村単位に適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

- (4) 災害援護資金貸付制度については、借受人の困窮状態等に応じた減免の適用、償還期限の延長や要件の緩和等、弾力的な取扱いができるようにすること。また、償還不能となった借受人及び保証人の償還金については、国も応分の負担を行うこと。

- (5) 東日本大震災に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。

4. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化に対する補助対象要件を緩和するとともに、財政措置を拡充すること。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金等の補助金総額の確保、地方債充当率及び交付税算入率の引き上げ等の財政措置を講じること。

- (2) 消防の広域化、消防庁舎建替事業、消防車両の更新・点検整備について、財政措置を拡充すること。

また、人口 10 万人以上を対象とする高機能消防指令センター総合整備事業については、都市自治体の実情に応じて対象とするとともに財政措置を拡充すること。

- (3) 常備消防費及び救急業務費等を含む地方交付税の消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。

(4) 地域防災力の中核として位置づけられる消防団活動への支援として、機動力強化、新規加入の促進、団員処遇及び活動のための装備の改善、資機材の確保等に関わる具体的な財政措置を講じること。